

松 山 大 学 論 集
第30卷第5 - 1号抜刷
2018年12月発行

『戦争と平和の法』の思想史的意義

山 内 進

『戦争と平和の法』の思想史的意義¹⁾

山 内 進

1 グロティウスは国際法の父か

ハーグ平和会議

グロティウスが「国際法の父」と呼ばれてきたことについては、ここにおられるほとんどすべての人たちがご存じのことと思います。

彼がそう呼ばれるほど偉大だと考えられていたことについて、一つの出来事を紹介しておきたいと思います。ハーグ国際平和会議が開催されていた期間中の1899年7月4日、デルフトの新教会で、興味深いセレモニーが開催されました。

アメリカ合衆国の平和会議代表団がそこに葬られているグロティウスの墓に祝賀の花輪をささげる、という式典です。この式典はアメリカ合衆国国務大臣の指示によって、アメリカ代表団が合衆国の建国記念日に開催することとし、オランダの外務大臣やレイデン大学学長、デルフト市長さらに会議参加国代表団のメンバーなどを招待して行われました。その記録によれば、オランダからはすべての閣僚が、平和会議の参加者たちもそのほとんどすべてがこの式典に参加しています。日本からは林男爵と坂本大將が加わっていました。

アメリカ合衆国によって捧げられた花輪のリボンにはこう記されていました。

1) 本稿は、2018年9月27日に開催された、松山大学法学部研究会における表題と同名の講演会における講演原稿を元に加筆修正したものである。

フーゲー・グロティウスを偲んで／尊敬と感謝の念のうちに／アメリカ合衆国からの／ハーグの国際平和会議の折に／1899年7月4日

平和会議代表団長はドイツ帝国アメリカ大使のアンドリュー・ディクソン・ホワイトでした。団員にはコロンビア大学学長セス・ローや海軍大将アルフレッド・T・マハンなどもいました。ホワイトはそのスピーチで、世界中の国民がグロティウスに多くを負っているなかで、アメリカほど多数の人々のなかにグロティウスの思想、国際法の基本原理が浸透し、影響している国はないと語りました。ローは三つの例をあげています。

一つはアブラハム・リンカーンです。リンカーンは南北戦争時に交戦時の行為に対する人道的規範の必要性に意をとめ、この法典化をフランシス・リーバー、すなわち「グロティウスの卓越したアメリカの弟子」にゆだねました。第二の例は北軍の司令官グラント将軍です。グラント将軍は南軍の降伏に際して、兵士たちに故郷に帰ること以外には何の条件もつけず、北側の復讐行為を禁止しました。第三の例は、アメリカ合衆国の全国民の行為です。ほぼ百万人の生命を奪った南北戦争の終結にあたって、勝者の側は南側の政治家にも兵士たちにもいかなる復讐行為もとりませんでした。「アメリカ国民は、他の誰よりもグロティウスが近代世界にもたらした慈悲と人道の感情によって影響を受けたことを示している」とホワイトは語っています。

ホワイトはさらにこう続けています。さまざまな論点はあるにせよ、ハーグ平和会議の活動の萌芽はグロティウスの『戦争と平和の法』（邦訳、一又正雄訳、酒井書店）のなかの一文にある。たしかに諸国家間の紛争の平和的解決のためのプランはアンリ4世、カント、サン・ピエール、ベン、ベンサムなどによって提案されてきたし、それらは評価に値する。しかし、「仲裁の種が植え付けられたのは、グロティウスが戦争を妨げるものとして仲裁と調停を『戦争と平和の法』で勧めて、次のような荘嚴な言葉を記したときである。「しかし、とくにキリスト教の国王や国家は、戦争を避けるための仲裁という道を進

まねばならない」と」。

アメリカが政府の方針のもとに、ハーグ平和会議でグロティウスにオマージュを捧げる式典を別途行ったのは非常に印象的です。アメリカがグロティウスを高く評価していたこと、他の誰よりも傑出して平和会議の「萌芽」となったという認識を示したことは明らかです。一方でホワイトは、グロティウスの『戦争と平和の法』は当初必ずしもヨーロッパで受け入れられなかった、と伝えています。オランダやフランスのカルヴァン主義者やドイツのルター主義者は著作に反対こそしなかったが、これを無視した。ローマでは、教皇庁によって「著作は、キリスト教徒に対して読むことを禁止する禁書目録（インデックス）に載せられた」と。

ホワイトがいうように、1627年にウルバヌス8世が『戦争と平和の法』を禁書目録に載せて以来、著作はカトリックでは禁書とされ続けました。驚くべきことに『戦争と平和の法』は1899年においてもなおそのリストに載っていました。これを理由として、1899年のハーグ平和会議は、ローマ教皇の代表の列席を拒否しました。時の教皇レオ8世は、ハーグでの出来事を踏まえて『戦争と平和の法』を1901年に禁書目録から外しています。ハーグ平和会議におけるこの出来事をみるならば、グロティウスがいかに偉大な国際法学者とみなされていたかがわかれると思います。

疑念1 しかし、実はグロティウスを「国際法の父」と呼ぶことについてはずいぶん前から異論がありました。オックスフォード大学の国際法教授ホランドは、1874年に行ったその教授就任記念講義でアルベリコ・ジェンティーリの重要性を指摘し、ジェンティーリこそ「国際法の父」の名にふさわしいと主張しました。

スペインの近世スコラ学者たち、とくにビトリアがグロティウスよりも1世紀ほど前にすでにアメリカ大陸の先住民との関係で優れた法的考察を行っていたことはジェームズ・ブラウン・スコットによって、明らかにされました。彼

の理論は、アメリカにおけるスペインの征服者達の行動すなわちインディオの殺害、奴隷化、土地・財産の掠奪に対するスペインにおける論争において、その双方から利用されました。また、ビトリアの後には、万民法を世界共通の法と国家間の法との二つに分けて考えたスアレスという偉大な法・神学者も登場しています。彼もまた、グロティウスよりも前の人です。彼らが、グロティウスよりも前に戦争と平和の問題に関わる多くの重要な事項について、自然法や万民法という名称をあげつつ議論を展開したのは確かです。最近の研究では、グロティウスが植民地主義的であるのにたいし、とくにビトリアは「非ヨーロッパ地域との関係樹立」という面からいっそうの独自性を有するとの評価も与えられているほどです。

疑念2 一方、より実証主義的観点から、グロティウスを「国際法の父」と呼ぶことについて厳しい批判が提示されています。その代表は、ドイツの公法学者カール・シュミットです。シュミットはその『大地のノモス』（新田邦夫訳、慈学社）の第三部第二章を「中世的戦争（十字軍あるいはフェーデ）の無差別的な国家的戦争への転換（アヤラからヴァッテルまで）」と題し、この問題を扱っています。シュミットは中世的な戦争概念と新しい戦争概念を分け、新しい戦争概念のもとでは中世の封建領主相互の武力衝突のような戦いつまり私戦は戦争ではあり得ない、ということを強調しました。なぜなら、彼にとって、戦争はあくまで国家によって担われる公的なものでなければならないからです。

最初にこのことを明示したアヤラは私戦を反乱と規定し、武器によって戦う私人を叛逆者とみなしました。アヤラは独立を目指して戦っていたオランダに駐留したスペイン軍指揮官の法律顧問であり、その観点からこのような見解が示されたと思われますので、客観性に問題はあるかもしれません。しかし、オックスフォード大学の教授であったジェンティーリはより公平にこの問題を扱う立場にありましたが、やはり明確に私戦を否定しています。「戦争とは正

当かつ公的な武力による争いである」というのが彼の基本認識で、「戦争は私人たちの喧嘩，格闘，敵対ではない。双方の武力行使は公的でなければならない」と明言しています。

シュミットはいいます。この二人に比して，グロティウスは「すべての決定的な点において動揺し，不安定である」。「しかも，グロティウスは，私戦をなお国際法的な意味での戦争と呼んでいる」と。近代的な国際法の観点から語られる戦争は国家と国家の戦争だけでしかありえません。したがって，この点において，「フーゴー・グロティウスとサミュエル・プーフェンドルフは，近代的な，国家間の国際法という根本的な概念，とくに近代的な戦争概念を創造したという意味での開拓者では」ありません。むしろ，この名声は彼らではなく，「16世紀末の法律家，バルタザール・アヤラとアルベリコ・ジェンティーリにこそふさわしい」ということになります。

シュミットのこの批判はそのものとしては間違っていない。たしかに，グロティウスははっきりとこう記しています。

「最初になければならない最も重要なことは，戦争の区分である。戦争のあるものは私戦，あるものは公戦，あるものは混合戦である。公戦とは裁治権を有する権威者によって行われるものである。私戦は，しからざる形で行われるものである。混合戦は，一部は公戦，一部は私戦からなるものである。しかし，私戦は公戦よりもより古いので，最初に私戦を考察することにしよう」（『戦争と平和の法』第1巻第3章第1節）。

疑念3 しかも，グロティウスに対する批判はこれにとどまりません。国際法の父どころか，グロティウスはそもそも国際法を扱っていない，という有力な主張が比較的最近，といっても20世紀最後の四半世紀のことですが，示されました。

その主張者ハーゲンマッヒャーは，グロティウスの『戦争と平和の法』は実

際には「平和の国際法」を含まず、「本質的にはジェンティーリと同様に、戦争法を扱っている」にすぎない、と断定しました。彼はこう説明します。戦争法というのは、近代的意味での国際法の一部というよりも、一個の独立した「中世的学科」だった。これは、中世における学問の一分野であり、16世紀において、スペインやイタリアの学識者たちによって発展させられ、国際法の古典的な枠組みとみなされるまでにはなったが、戦争を中核にすえた「自立的な法思想・法慣習の総体であることはやめなかった」。ジェンティーリもグロティウスもそのような共通の背景のもとに著作を記したにすぎず、二人は「近代的意味での国際法を扱おうとは考えていない」。したがって、彼らを国際法の父とか創始者とよぶのがそもそも間違いなのだ、と。

もちろん、ハーゲンマッヒャーも二人に違いはあるといいます。ジェンティーリはローマ法の教授でありその手法は伝統的な解釈論的モス・イタリクスであるのに対し、グロティウスはこれに対抗した、人文主義的で体系志向のモス・ガリークスの立場に立っていた。グロティウスは個別的に問題を解決するのではなく、体系的に議論を進めることを目指した。この体系への動きは哲学的で、プーフENDORF、スピノザ、ライプニッツ、ヴォルフなどの「体系構築者たち」に好まれ、グロティウスの名声を高めるのに役だった、というのです。

ハーゲンマッヒャーはグロティウスのみを国際法の父とみなすことに反対であるだけでなく、グロティウスの『戦争と平和の法』についても中世以来の戦争法の枠組みを超えない作品である、という認識を示しています。後世への影響はその「体系性」にあるにすぎないというのです。これは、カール・シュミットとは異なる視点によっていますが、グロティウスの革新性よりも中世的、保守的性格を指摘したもので、国際法の創始者グロティウスという神話の解体に決定的ともいえる一撃をくわえたものといえます。

グロティウス神話への批判という点では、大沼保昭編『戦争と平和の法 フーゴー・グロティウスにおける戦争・平和・正義』（東信堂）も同様の結論に

いたっているように思えます。本書は英語でも出版され、国際的なグロティウス研究の一翼を担ったという点においても注目されます。しかし、もっとも特徴的でかつ評価されるのは『戦争と平和の法』のコンメンタールのな、徹底した解釈学的方法をとっていることです。グロティウスに関する多くの研究はありますが、『戦争と平和の法』を最初から最後まで共同研究によって緻密に読み、分析し、重要な論点を項目化して順次論述することをした、というのは世界的にみても例がなく、この点できわめて個性的であると同時に有益です。さらに、この著作は、日本における西洋国制史研究の成果を踏まえており、グロティウスの時代の旧ヨーロッパ的構造、中世的側面を明らかにし、そのことを抜きにして近代的な国家と個人という関係性の観点からグロティウスを理解しようとする「近代主義的観念の過去への投影」を適切に批判しています。

旧ヨーロッパ的構造とは、封建制のもとで貴族や騎士など自立的諸権力が多層的に並存する世界であり、その自立的諸権力が相互に戦争（私戦）を行うことが通常の状態のことを指します。グロティウスが戦争に私戦を含めたのはこのためでした。私戦を含めたことがグロティウスの遅れている点だというシュミットなどの批判に対して、この著作はむしろそこにグロティウスの著作の特質をみえています。なぜなら、グロティウスの時代にあっては私戦もなお存在し得たからで、すべての戦争を網羅することがグロティウスには必要だったからです。

すべての戦争を網羅することが必要だったのは、グロティウスの最大の目標が当時存在したありとあらゆる戦争をさまざまな規範によって多面的に規制することだったからだ、というのが大沼教授の基本認識です。大沼教授はいいます。『戦争と平和の法』は、戦争の規制という実践的な目的に仕えるものとして著された著作」にほかならない、と。当時のヨーロッパの状況に即して自然法や諸国民の法（万民法）などの規範の重層化によって何よりも「戦争の規制」を目指した、というのが大沼教授と共同研究者たちのグロティウス理解です。

論点 以上の三つの疑念から明らかなように、現在では、グロティウスを「国際法の父」とみなすことは「神話」に類することとされています。少なくとも彼だけを国際法や国際法学の創始者と呼ぶことはもはやありえません。グロティウスは少なからぬ優れた先駆者をもつと同時に、近代的とはいえない、言い換えれば中世的な理論と認識枠組みを示す思想家である、ということが示され、相応の説得力を有しているからです。

それでは、グロティウスは実は中世的な古い思想家で、近代的な思想家でも、先駆的な思想家でもないのでしょうか。もし、そうだとすれば、なぜグロティウスは高い評価を彼の生存時から受け続けてきたのでしょうか。グロティウスは17世紀においてすでに、当時の知識人ピエール・ベールの辞典において、ヨーロッパでもっとも著名な人物と呼ばれ、「『戦争と平和の法』は傑作で、世の人に特大の名誉を与えられている」（野沢協訳『歴史批評辞典Ⅱ』、法政大学出版局）と明記され、その後も連綿と高い評価が与えられ続けてきました。今日にいたるまで、国際法学者はもとより、多数の知識人がグロティウスにだまされ続けてきたのでしょうか。そうではありません。シュミットやハーゲンマッヒャーそして大沼教授の指摘はグロティウスの思想のある側面を適切に指摘しているのは確かですが、それにもかかわらずグロティウスはたしかに思想史において画期をなす人物であった、と私は考えています。このことを明らかにするのが、私の今日のお話の眼目にして論点です。

2 私戦について

カール・シュミットにしてもハーゲンマッヒャーにしても、グロティウスの非近代性、非革新性をその私戦論にみていることは確かです。私人が戦争を行うことができるというのはたしかに近代的法制度のもとではありえないことですから、この批判は当を得ているように思えます。したがって、ここがひとつのキーポイントですので、まずこの問題について考察することから始めましょう。

『戦争と平和の法』に次のような一文があります。

「私人は、旅人が追いはぎに対するがごとく、私人に対して戦争を行うことができる。最高権力を有する者は、ダビデがアンモン人の王に対するがごとく、最高権力を有する者に対して戦争を行うことができる。私人は、アブラハムがバビロンの王と隣人の君侯たちに対するがごとく、最高権力者に対して、自身の最高権力者でない限り、戦争を行うことができる。最高権力を有する者は、ダビデがイシュ・ボシエトの一族に対してしたように自己の臣民たちに対して、またローマ人たちが海賊に対してしたように自己の臣民でない者たちに対して、戦争を行うことができる」(グロティウス『戦争と平和の法』第1巻第4章第1節)。

グロティウスにとって、「戦争とは、力によって争っている者たちの、争っている限りでの状態」のことでした。この定義によれば、公戦と私戦の区別はあっても、二つは同じく戦争です。私戦 (*bellum privatum*) もまた、「力によって争っている」という一点において、「公戦」と共通の性格をもつからで、グロティウスはこうしてこの二つを含む形で戦争について論じますし、その際に行ったのが「私戦」、「公戦」、「混合戦」という区分でした。これはすべて、正当な原因によればという条件はありますが、合法でした。

私戦が合法であり得るとする論理は、これだけを取り出して見ますと、明らかにヨーロッパ中世的です。もともと、ヨーロッパの私戦つまりフェーデは、マルク・ブロックによれば、集団的な親族の復讐のことでした。「中世は、ほとんど初めから終わりまで、特に封建時代は、私的復讐のもとに生きていた」とブロックはいいます。私的復讐はなによりも「神聖な義務」とされていました。むろん、個々の人間ができることには限りがあります。そこで登場したのが「家族集団」でした。ブロックはこう断言しました。この集団が「死の復讐」を担い、ここに「全ヨーロッパに次第に拡がったゲルマン古語を用いれば、

《フェーデ》(faide)が生まれた。《親族の復讐をフェーデと呼ぶ》と、ドイツの一教会法学者が言っている」(マルク・ブロック/森岡敬一郎他訳『封建社会1』, みすず書房)と。

メロヴィング王朝期の歴史をつづったオーギュスタン・ティエリもまた、死の復讐がごく一般的であったことをこう伝えています。「フランク人の間、そうしてゲルマンの諸部族の間では、殺人が行われるとすぐ、殺された人間の一番近い縁つぎにあたる人間が、一族同類たち全部に向かって日時場所を決めた呼び出しをかけ、彼らの体面にかけて武器をとってそこに馳せ参ずるように請い求めるのが常になっていた。というのは、殺した者と、誰であれ殺された者のほんのわずかでも親戚筋にあたる人間との間には、その時以後、戦いの状態が存在することになっていたからである」(小島輝正訳『メロヴィング王朝史話(上)』, 岩波文庫)。

私戦はゲルマン人の慣行でした。それは後世においても国制の一要素を占め続けました。フランク国王やキリスト教はこれを抑圧し、規制しようとします。しかし、この試みは容易には成功しません。むしろ、フランク王国は消滅し、その間に生まれた封建制は地域権力、領主権力の存在をいっそう強化しました。彼らは城をもち、支配する領域を形成しました。この動きを指して「封建革命」という論者もいるほどです。フランスの法制史家オリヴィエ-マルタンによれば、「封建的豪族」は「古いゲルマン的慣習」に復帰し、彼らの「家子」^{ヴァサール}に支援されて互いに戦ったといえます。

「つまらない口実のもとに、果てしない戦いが^{リニャージュ}家系を相互に^{いが}唾み合わせ」た。彼らは頻繁に戦った。原因は復讐にとどまらない。彼らは「つまらない口実」でも、相応の「口実」があれば、戦うことができた。これは、復讐にとどまらない、ありとあらゆることを理由として行われるようになった戦い、フェーデつまり私戦である、と。

このような私戦行為は合法とされていました。近代においては、戦争を行う権利は国家にしか帰属しません。「ところが」、とオリヴィエ-マルタンはいい

ます。「中世においては、これとは全く異なった風に考えられていた。即ち、この時代には戦争は、国にとってのみならず個人にとっても、襲撃を排除するための場合（自衛戦）のみならず、更には、汚辱を雪ぎ紛争を解決または権利を実現するための場合（侵略戦）でさえ、正常な手段として立ち現われる。戦争を為し得る者は、その者が属する階級クラス相応の武器をとって闘うということとを別とすれば、誰であっても差し支えない。これが私戦の法的概念である」（梶浩訳『フランス法制史概説』、創文社）。したがって、この時代には「フェーデは慣習中に、人が私戦の権利ドローフ・ドゥ・ゲール・プリヴェを敢えて争わない程に」深く根をはっていた、と。

このように、私戦はただ事実上行われていたのではなく、権利として認められていました。しかも、その一方で私戦の権利の及ぶ範囲は驚くほど広範に及んでいます。私戦は復讐に限定されず、自衛のためにも、債権を含む権利を実現するためにも行使することも許されました。しかも、武力を行使する相手の範囲も極めて広いのです。再びオリヴィエー・マルタンの指摘に従えば、「原則として、交戦権は殆ど無制限である。同等者エガールにも、上位者にも、そして王にさえも、戦いを宣言することが許され」たのです。

自然状態 このように考えると、グロティウスが私戦を合法としたのはまるで中世です。シュミットのいうことも、ハーゲンマッヒャーのいうことも正しい。みなさんはそう思われるでしょう。私もある程度まではそう思います。しかし、私戦権を認めることが直ちに中世的ということの意味するわけではないと私は考えています。なぜなら、このように私人に戦争権を徹底して認めているにもかかわらず、近代的政治思想の先駆者とされている政治思想家が現にいるからです。それは、『リヴァイアサン』で有名なトマス・ホブズです。

ご存じのように、ホブズは自然状態下における人々の関係を「万人の万人に対する闘争」と呼んだことでよく知られています。その世界では、人は自分の生命を守るためであれば何をしてよい自由をもち、必然的に人々は互いに

争い合う、というものです。この通例の訳でいう「万人の万人に対する闘争」というのはラテン語で、*bellum omnis contra omnes* です。*bellum* というのは闘争でもよいのですが、本来、戦争という意味です。したがって、私はこれを「万人の万人に対する戦争」と訳すほうがよいと思います。なぜなら、この *bellum* は生死をかけた争いで、まさに戦争にほかならず、個人であればそれは私戦だからです。

ホッブズはそのような戦争する権利を自然権と呼びました。

自然権とは「各人が、彼自身の自然すなわちかれ自身の生命を維持するために、かれ自身の欲するままにかれ自身の力をもちいるという、各人の自由である」(『リヴァイアサン』第1部第14章、水田訳、岩波文庫)と定義されます。ホッブズは、このことをだれも否定できないと主張しました。なぜなら、自分の生命を守る以上の価値はどこにもないからだ、というのです。

このことを決然と主張したのがホッブズの偉大なところででした。ホッブズによれば、至福を得るために必要なのは力(Power)でした。力とは、自分にとって「将来の明白な善」と思われる「何かを獲得するために現在もっている手段」のことです。したがって、およそ人の有する「普遍的性向」の第一にあげられるのは「つぎからつぎへと力を求める永遠かつ無限の欲望」でした。この欲望が止まるのは人が死ぬときだけです。人々は死に至るまで力を求め続け、そのときどきの欲望を実現しようとします。みながそうである以上、ここに熾烈な競争が行われます。「富、名誉、命令あるいはその他の競争は、論争、敵対、戦争へと向かう。なぜなら、ある競争者がその欲望を満たす方法は、他の競争者を殺すか、服従させるか、とって代わるか、追い払うかだからである」。

ここで重要なのは、ホッブズが自己保存をシニカルに語るのではなく、自然を論拠として倫理的にもはっきりと肯定したことでした。その論理の過程は『リヴァイアサン』よりも前に書かれた『市民論』において、こう説明されています。

各人は、自分にとってよいことを欲し、自分にとって悪いこと、「わけても

死という自然の諸悪のうちの最大の悪」を逃れるように駆り立てられる。それは石が下に駆り立てられる必然性に劣らない「ある自然の必然性」によっている。「それゆえ、誰かが自分の身体および四肢を、死や苦痛から防衛し、かつ保存するために、あらゆる労力を払ったとしても、それはばかげたことでも非難すべきことでもなく、また正しい理ことわり (recta ratio) に反してもいない。しかるに、正しい理ことわりに反していないことは、正当に、また「権利に基づいて」行われたと皆が言う。なぜなら、「権利」という名辞が意味するのは、各人が有する、正しい理ことわりにしたがって自然的能力を行使する自由にほかならないからである。それゆえ、自然「権」の第一の基礎は、「各人が自己の生命と肢体を可能なかぎり保護する」ということである」(『市民論』本田裕志訳、京都大学出版会)と。

しかし、ホッブズはこの状態を「悲惨な状態」と認定しました。なぜなら、そこでは無限の果てしない殺し合いが続くからです。それを終焉させるには、それをやめさせる強力な権力が必要だ、とホッブズは考えました。

「社会状態のそとには、つねに各人对各人の戦争が存在する：こうして、つぎのことはあきらかである。すなわち、人々が、かれらのすべてを威圧しておく共通の力なしに、生活している時代には、かれらは戦争とよばれる状態にあるのであり、かかる戦争は、各人の各人にたいするそれなのである。というのは、戦争 Warre は、戦闘や闘争行為のみに存するのではなく、戦闘によってあらそおうとする意志が十分にしられている期間に存する」(『リヴァイアサン』第1部第13章、岩波文庫)。

したがって、ホッブズはたしかに戦争状態を人間社会の通常の状態とみなしていたのですが、それはあくまでも、「すべてを威圧しておく共通の力」である国家ができる以前の人々の「自然状態」であって、中世社会のように具体的な現実そのものではない、ということです。ホッブズはヨーロッパ中世の私戦

世界を自然状態のもとに落とし込み、これを克服する国家（リヴァイアサン）を想定することによって、中世を否定し、これを克服した近代世界を主権国家秩序として構想しました。このような構想があるからこそ、ホッブズの思想は近代的といえるわけです。

しかし、この場合に重要なのは、ホッブズがリヴァイアサンの設置を構想したということよりも、むしろその前に自己保存を中核とする、自然状態下における個人の自由を自然権と呼び、それ自体の正当性を強く肯定したということです。人が本来有する、自己保存のための自由を権利として明確に示したことは、近代を構築するうえでのホッブズの決定的に大きな貢献でした。強力な権力であれば他の世界に多く見られますが、個人の生命や自由を権利として尊重するのは近代ヨーロッパにしか見られないからです。

では、グロティウスはどうでしょうか。

3 グロティウスにおける自己保存の思想

グロティウスも明確に、個人が自己保存のために戦うことの正当性を主張し、そのために実力行使することは自然的権利だ、という認識を示しています。たとえば、こうです。「カッシウスはいう。武力によって武力に抗することは許されねばならない。なぜなら、この権利はまさに自然によって与えられているからだ。それゆえ、武器によって武器を却けることが許されるのは明らかだ」と。

グロティウスは、「戦争は自然法に反しない」という命題を明記しました。それは、キケローによって示された「自然の第一原理」と不可分の関係に立ちました。

「動物は生まれるやいなや、自己のことを考え、自己を保存し、自己の状況とその状況を守るものを尊重することへと向かうが、死滅や死滅をもたらすと思われるものから遠ざかる。キケローはこのことを自然の第一原

理と呼んだ」(グロティウス『戦争と平和の法』第1巻第2章第1節の1)。

自然の第一原理とは自己保存を尊重し、死滅から遠ざかろうとすることです。グロティウスは、この自然の第一原理を自己保存のための戦いと結合しました。

「自然の第一原理においては、戦争と矛盾するものは何もない。それどころか、むしろすべてが戦争に好都合である。なぜなら、戦争の目的は、生命と身体各部分の保存 (*vitae membrorumque conservatio*) にして、生活に有用なものの保持または獲得であるから、それは自然の第一原理と完全に合致するからである。このようなことのために力を用いたとしても、これは自然の第一原理に反するものではない。なぜなら、自然は、すべての動物に、自己防衛と自己保全に十全な力を与えているからである」(『戦争と平和の法』第1巻第2章第1節の4)。

グロティウスはまた別の箇所でも、戦争の担い手の区分をしつつ、やはり明確に私人に戦争の権利を認めています。

「戦争においては、主要な動力因は、多くの場合、それに関係している者である。私戦においては私人であり、公戦においては公権、特に最高権力である。…とにかく、我々は、自然の下では、各人が、自己の権利の守護者である、ということを主張しよう。なぜなら、われわれには手が与えられているからである」。

手が与えられているというのは、武器をもって戦うという意味です。しかも、注意しなければならないのは、ここでもグロティウスは、「自然のもとでは」という限定のもとで行われる自己保存の戦いを戦争と呼び、それを権利と明記

しているということです。これは、画期的なことでした。なぜなら、それはホップズに先行する試みといえる認識枠組みを示しているからです。

ホップズの自己保存は英語では通例、self-preservation、ラテン語で sui conservatio と表現されていますが、グロティウスの「自己を保存し」の部分はラテン語で se conservandum となっています。バルベイラック版の英訳はこの部分を「his preservation」としています。このように、「自己を保存する」という言葉は、ホップズよりも先にグロティウスによって同じような表現と意味で用いられた、ということが出来ます。なぜなら、ホップズがはじめて自己保存という言葉を使った『市民論』（1642年）よりも、『戦争と平和の法』（1625年）のほうが15年以上早く公刊されているからです。ホップズが当時もっとも著名な作家であったグロティウスの主著を読んでいないはずがないので、彼がその「自己保存」という概念をグロティウスから引き出した、少なくとも着想を得た、という可能性は大いにあると私は思います。グロティウスがこの考え方を重視していたということについて、少し脇道にそれながら、もう少し説明しておきたいと思います。

「プロレゴメナ」におけるカルネアデス

自己保存について考えるにあたって、私はカルネアデスという古代ギリシアの哲学者に触れておきたいと思います。カルネアデスはグロティウスの思想を考えるうえで、たいへん重要な役割をはたしているからです。

グロティウスは、代表作『戦争と平和の法』の有名な「序論（プロレゴメナ）」で、これまで「戦争と平和の法」全体に関する議論が少なかったこと、「戦争と平和の法」など「空虚な名称」に過ぎないとするとする論者が多かったことを嘆き、それに反駁する必要性を示していますが、この「空虚な名称」論者の代表者として名前が挙げられているのが、カルネアデスでした。

グロティウスによれば、カルネアデスは、そのアカデメイアの奥義を究め、雄弁の力を真実のためにも虚偽のためにも同様に用いることができるほど優れ

た弁論家でした。カルネアデスは「正義」とりわけ「戦争と平和の法」における正義に対する攻撃を企て、こう主張したといえます。人間は自分たちの利益のために法を制定したが、その法は習俗によって異なり、同じ国民の間でも変化する。また、およそ自然法などというものはこの世に存在しない。なぜなら、人間もその他の動物もすべて、自然に導かれて自身の利益へと駆り立てられるからである。したがって、「正義というものは存在しないか、もしそのようなものがあるとしても、それは愚昧の極みである。他人の利益を考慮することは自分自身の利益を害することになるからだ」（「プロレゴメナ」5）と。

カルネアデスの板

これに対して、グロティウスがどう反論したかがポイントですが、その前に頭の休養かたがた、少し余所見をしておきたいと思います。カルネアデスは、思想的にもたいへん面白い要素を含んでいるからです。

カルネアデス（前214～129年）はギリシアの哲学者で、プラトンの伝統を継ぐ新アカデメイア学派の学頭でした。その思想は、グロティウスが指摘していたように、懐疑主義でした。カルネアデスの名はグロティウスの時代の知識人にはよく知られていたようです。たとえば、モンテーニュ（1533～1592年）は『エッセー』で「カルネアデスのあんなにも力強い思想は」、「昔知識があると自負する人びとの厚顔さと法外なうぬぼれを機縁に生まれたものだと思う」と記し、「ある人びとが傲慢にも、『人間の精神はすべてを理解できる』といったことが、別の人々に悔しさと競争意識を刺激して、『人間の精神は何も理解できない』と言わせたのである。一方は無知において、他方は知識において、同じ極端を主張している」（原二郎訳『エッセー』、岩波文庫）と伝えています。「何も理解できない」というのがカルネアデスの懐疑主義に関する説明でした。

カルネアデスの名をひときわ高めているのは「カルネアデスの板」の逸話です。これはかなり有名な話で松本清張の小説の題名『カルネアデスの船板』にも使われています。実は小説の内容とはほとんど関係ないといってよいのです

が、著者はさすがに分かりやすく次のように説明しています。

— 緊急避難の問題は古くから論ぜられている。「カルネアデスの板」というのがある。カルネアデスは西暦紀元前二世紀頃のギリシャ哲学者である。大海で船が難破した場合に、一枚の板にしがみついている一人の人間を押しつけて溺死させ、自分を救うのは正しいかという問題を提出し、身を殺して他人を助けるのは正しいかも知れないが、自分の命を放置して他人の命にかかずらうのを愚であるとした。— (『カルネアデスの船板』, 新潮社)

「カルネアデスの板」の逸話が生まれたのは、カルネアデスが外交使節としてローマに派遣された紀元前156年のことでした。派遣したのはアテネで、重大な使命が彼に与えられていました。アテネはその一年前にオロポス市と戦い、これを掠奪していました。オロポス市民はアテネの行為をローマの元老院に訴え、元老院はアテネに非があると決定しました。カルネアデスはこの決定の取り消しを求めるためにローマに送られたのです。

カルネアデスはローマでもすでに高名な哲学者でした。彼は、ローマの青年のために連続講義をすると発表します。プルタルコスによれば、「カルネアデスの人柄の魅力ははなはだ力強く、またその評価は実力にあわせて高かったため、彼に好意をもつ聴講生が多数集まり、ローマ市内に嵐のような反響を引き起こした」(村川堅太郎訳『対比列伝』, ちくま学芸文庫) そうです。このときの講義の内容については、バートランド・ラッセルが『西洋哲学史』でこう伝えています。

カルネアデスは最初の講義で、プラトンやアリストテレスの正義論を詳述した。それは完全に教訓的だった。ところが、二回目の講義は、その最初の講義の内容をすべて否定するものであった。正義を確定するのは不可能だ。彼はそう教えた。そもそも、偉大な諸国家は弱小な隣国に不正な侵略を行うことに

よってその地位を得たのではないのか。また、船が難破して、一枚の板しかないのであれば、人は弱い者の犠牲によって自らを救い得るのではないのか。そうしないものは愚かだ。女性や子供をまず助けるべきだ、というのは人の生存にとって無用の格言にすぎない、と。

これを聞いて、古い道德の塊ともいえるカトー（大カトー）はカルネアデスを即刻ローマから追い出そうとしたといえます。カトーだけではありません。後にキケロー（前106～43年）もまた、「きわめて正しい主張を詭弁の才によって嘲弄するのをつねとする」（キケロー・岡道男訳『国家について』第三巻、岩波書店）とカルネアデスを評し、これを批判しました。

懐疑主義と自己保存

私がここで興味を覚えるのは、カルネアデスのこの主張はまさに自己保存を最高の原理ととらえているのではないか、ということです。自分の生命をなによりも大事と考えるのは、ある意味で近代的です。このことを強く訴えたマキャベッリの『君主論』やトマス・ホッブズの『リヴァイアサン』こそ、近代を切り開きました。この考え方は、われわれにとって常識に属することです。

もしそうだとすると、グロティウスがカルネアデスを否定したことをどう考えるとよいでしょうか。グロティウスは、さきほど説明したように自己保存と戦争の権利あるいは私戦の権利を認めていました。だとすると、グロティウスはカルネアデスを称賛して然るべきではないでしょうか。

自己保存と懐疑主義という二つの要素を軸としてグロティウス解釈に新しい光を与えた政治思想家に、ケンブリッジ大学の教授であるリチャード・タックという人がいます。彼は、『戦争と平和の法』を「支えている基本的な主張は単純明快」だといえます。

「グロティウスは、伝統的倫理学にたいする懐疑主義の論駁を紹介することにはじまって、古代の懐疑主義者カルネアデスの見解を要約したの

ち、これにたいする自分の回答をのべている。これはデカルトが、みずから懷疑を提起したあとで、これに回答したのと同じ手法である。グロティウスが与えた回答は、要するに、過去から現在にいたるまで、人びとのあいだにはさまざまな信念をみることができるが、まず、だれもが自己保存という基本的権利をもっているという点、次いで、他者を恣意的かつ不必要に侵害することは不当だという点は、万人がかならず認めるはずである、というものであった。社会の構成員ひとりひとりが、これらの命題のいずれかを否定すれば、およそ社会生活などは不可能である」(田中浩訳『トマス・ホッブズ』、未来社)。

しかし、タックのこの説明だけでは、グロティウスの与える回答がなぜカルネアデスの反駁となるのか、ということがよくわかりません。自分の利益つまり自己保存が大事だというのであれば、グロティウスとカルネアデスと異なるところはないように思えるからです。しかし、その問題をとく鍵は、タックが使っている「基本的権利」という言葉にあります。グロティウスとカルネアデスの決定的違いはこの権利という概念にあります。

タックによれば、自己保存という概念は、ほんらいは「懷疑」的な響きをもっていました。「カルネアデスの船板」の問いはたしかにシニカルな響きをもっています。およそ人間というのは自分の利益しか考えないし、その利益は利己的なものでしかない。人間というのはそのような存在なのだから、正義などという言葉はおよそ無意味だというわけです。しかし、自己保存は「権利」だ、という言葉をもちいたときに、その様相は一変します。それは「権利」なのですから、正義なのです。ひそかに恥ずかしげに獲得するものではなく、堂々かつ公然と要求できるものとなります。ここにあるのは、概念の転換です。

さきほど引用した『市民論』中のホッブズの言葉、自己保存は「ばかげたことでも非難すべきことでもなく、また正しい理ことわり(*recta ratio*)に反してもいない」、したがってこれは「権利に基づいて」行われたことだ、という主張を思

い起こしてほしいと思います。ホブズにとって、「権利」という名辞が意味するのは、「各人が有する、正しい理ことわりにしだがつて自然的能力を行使する自由」にほかならず、それゆえ、自然権の第一の基礎は、「各人が自己の生命と肢体を可能なかぎり保護する」ということだ、ということでした。それは、「非難すべきこと」ではなく、正しい理ことわりにかなっている正当な資格でした。

しかも、タックの考えでは、ホブズはこれをグロティウスから学びました。ホブズが執筆を始めたころの「最先端の道徳理論」はグロティウスの理論であり、「ホブズの著作のいたるところに、グロティウスからの影響をみることができる」というのです。

4 近代思想の先駆者としてのグロティウス

自然権としての自己保存 タックによれば、『戦争と平和の法』はホブズの構想にとってとくに重要な点が三つありました。ひとつは「懐疑的な響きのある自己保存という人文主義特有の用語を、自然権という純粋に道徳的な言語」におきかえた点です。「これによってグロティウス以降、17世紀末にいたるまでの倫理学論争は、主として自然権を基盤とする理論を媒体としておこなわれるようになった」といいます。もっともグロティウス自身は自然権という言葉は用いず、私戦の権利という表現をとっています。第二に、「(デカルトとは違って)グロティウスはこのような理論転換を神に言及することなく行」いました。この自然法の世俗化はとくに法思想史の観点からは非常に大切ですが、本日は割愛いたします。しかし、第三のもっと重要だったのは次の点だといえます。

「グロティウスによると、最小限の権利義務によって構成されるのは「自然状態」(かれはこの用語をあまり使っていないが)である。すべての人びとは〔市民としてではなく〕人間として、そこに身をおいているのであって、……為政者がいかなる権利を主張し、いかなる義務を課そうとも、

それらは自然状態における最小限の権利義務を基礎にしていなければならない。このように、グロティウスは徹底した個人主義者であった」。

タックの認識の優れた点は、グロティウスのホッブズへの影響、その先行性を指摘したことです。タックは、グロティウスが利己主義的な自己保存を権利（自然権、私戦権）という倫理的主張に転換したこと、国家もまたこの「自然状態における最小限の権利義務」を尊重しなければならないとの認識を示したこと、そうしてその面で彼に続く政治思想家たちに影響を与えた、ということを明らかにしました。これは、非常に重要な指摘です。ホッブズに始まり、ロックによって発展させられた近代的政治システム、個人の基本権の尊重と主権的な政治体制の構築という基本的国制はグロティウスによって示されていた、ということになるからです。

急いで触れますが、個人の自然権とともに中世を克服する重要な要素とされるのは国家です。それは、ホッブズによってリヴァイアサンとして設定されました。それ以前の国家が封建的で分権的であるのに対し、この国家は主権的です。分権的国家のもとでは私戦が頻繁に行われ、暴力が跋扈しましたが、リヴァイアサンはこれを抑圧します。この国家は対内的に平和を確立し、保障する新しい秩序でした。これまで、このような国家はホッブズによって思想的に創設された、と考えられてきました。しかし、私の考えでは、実は、グロティウスの国家もまた、ホッブズの国家に近い意味での「平和化された国家 *pacified state*」でした。グロティウスの国家思想はしばしば中世的、アリストテレス的と理解されてきましたが、私はそう考えません。そのような要素は移行期であるのでたしかにあります。しかし、本質的にはグロティウスの国家もまた、中世的自然秩序と内戦の騒乱を「自然」の世界に限定し、社会を平和化 *pacify* するものでした。

国家と市民の誕生 グロティウスは国家を次のように定義しています。

「国家とは、権利を享有するために、また共通の利益のために結合された、自由人たちからなる完全な共同体である (Est autem civitas coetus perfectus liberorum hominum, iuris fruendi et communis utilitatis causa sociatus.)」。

この場合の自由人とは、マグナカルタの自由人に象徴されているように中世的支配階層の抽象という面を含みますが、おそらく貴族や騎士だけの抽象とは考えられません。むしろ、それ以前のローマ市民法的自由人、つまり自権者をモデルとしていました。

自権者とは、妻や子どもなどの家族や家の財産、奴隷に対して強力な絶対的支配権をもつ家父、武装能力をもち財産を所有する完全な法的主体を指していました。ローマの家父は、「絶対に他人の権力に服さず、自主独立の完全な権利主体」だったので、自権者と呼ばれました。家に属する財産に対する支配権も唯一絶対で、それはあたかも近代的所有権の絶対性を彷彿とさせるともいわれてきました。

このことは、『戦争と平和の法』の前に書かれ、その基礎となったといわれる『捕獲法論』(1606年)においてすでに見ることができます。

「各人の行為と各人のものの使用がその人のものとなり、他人の意思に服従しないように、神は人を自由で自権者として創造された。この認識は、すべての民族の同意によって承認される。すなわち、あの自然的自由は、各人が好むことを行う能力にほかならない。つまり、行為における自由は、物における所有権に該当する」(グロティウス『捕獲法論』第2章)。

「国家」は *respublica* と呼ばれていますが、これは「共通善のためにある種の合意によって契約されたより小さな団体 (*minor societas consensu quodam contracta*)」と定義されています。ここでの「共通善」とは、個々人がお互いに力を合わせて自分たちの生命を守ること、また自分たちが生きるのに必要なものを十分に等しく獲得することだと説明されています。また、国家が成立すると、契約した「個人は国家の下で市民となる (*singuli in ea cives*)」とも記されています。ここに示されているのは、個人が自分たちの生存という共通の利益のために、「合意」による「契約」によって「国家」を創設し、互いに協力し、そこで平和な「市民」として生活する、という認識でした。

ちなみに、「より小さな団体」という表現がとられているのは、より大きな団体があるからですが、その大きな団体とは「人類社会 *societas humana*」をさしました。

自然状態、自己保存、自然権、社会契約による国家設立の組み合わせがヨーロッパ近代公法思想あるいは政治思想の構成要素だとすれば、それはグロティウスのうちにすでに存在するのです。

グロティウスにおける「戦争と平和」の意味 ここで明らかにしておきたいのですが、私は、グロティウスの『戦争と平和の法』における「戦争と平和」は必ずしも近代的意味における国際の分野に限定されて語られているのではなく、国家成立以前または国家の基底に存在する自然的世界を含めて論じられている、と考えています。グロティウス自身、こう記しています。

「共通の国(民)法に服していない人々の争い、すなわち、まだ国民を形づくるまでに結合していない人々、または相互に異なる国民に属する人々—それは、私人であることもあれば、王自身であることもあり、貴族とか自由な人民といった、王と同等の権利を有する者であることもある—の間の争いは、戦争の時か平和の時のいずれかにかかわる」。

ここでは、国家形成以前の状態のもとにある「人々の争い」がはっきりと「戦争」と呼ばれています。グロティウスの「戦争と平和」は国家以前のものをも対象としているということは、この一文からも明らかです。

これまで、グロティウスに『戦争と平和の法』を書かせた動機は、その序論に記されていることにある、とされてきました。

「わたしはキリスト教世界のいたるところで、蛮族にとってさえ恥ずべきこととされるような戦争に関する放縦さをみてきた。すなわち、人々が些細な理由からあるいはまったく理由もなしに武器へと殺到し、いったんこれを手にすると、あたかも一片の布告によって公然と凶暴さが解き放たれ、あらゆる悪行が許されるかのように、神法および人法に対する尊敬の念が消え失せてしまう」。

私たちはこの一文を国家と国家との間の戦争のことと理解してきました。しかし、「人々が些細な理由からあるいはまったく理由もなしに武器へと殺到し」というのは果たして公戦を指しているのでしょうか。グロティウスの時代は国家的戦争が始まりつつある時代でした。ですから、そこに当然、国家対国家の戦争は入っています。しかし、彼の時代は同時に宗教戦争、宗教による内戦の時代でもありました。グロティウスのその争いのなかで終身禁固に処せられました。人々が些細な理由から武器へと走るといえるのは、むしろ私戦に近い状態のように思えます。

このような自然的世界つまり「自然状態 *status naturae*」のもとで、人は自己保存のために戦う権利＝私戦権をもち、私戦権をもつ個人（家父）が社会契約によって「平和」な「国家」を創り、その国家と国民あるいは市民が国際共同体の一部を構成し、相互に共通の法をもつ、というのがグロティウスの基本認識でした。

む す び

グロティウスはこれまで、国際法の分野の思想家という位置づけがなされ、『戦争と平和の法』は国際法史に残る古典として扱われてきました。

グロティウスの中心的課題は、戦争と平和に関して、諸国民、諸民族あるいは万民のあいだに普遍的に通用する共通法を探求し、構築することにあります。一見すると、それは国際法や国際政治の問題であって、憲法や公法、国内政治の課題ではないように思えます。事実、多くの思想家たちはそう考えてきました。たしかに、『戦争と平和の法』は、「多数の国民の間もしくはそれらの国民の支配者たちの間に存在する法」に関して、「これを包括的にまた一定の秩序にしたがって論じた者は、いままでのところひとりもいない。しかしそれを行うことは、人類の利益となる」と国家の枠を超える法の問題を課題とすると明記しています。

したがって、グロティウスが成立しつつある主権国家相互の関係に関する法を扱おうとしていたことは確かです。しかし、すでに示しましたように、グロティウスのいう「戦争と平和の法」の主体は国家に限定されません。私戦を認めているのは、人々相互の戦争もまた対象としていることを意味します。しかも、私戦は常に「自然」のもとで、という条件のもとに語られています。グロティウスは、ハーゲンマッヒャーや大沼教授が考えたように中世の私戦秩序をそのままの形で彼の法秩序に組み込んだわけではないのです。

私たちは「平和化された国家」を自明とし、戦争といえば国家と国家の軍事的衝突のことと考えます。グロティウスの『戦争と平和の法』もまたその観点から評価されてきました。逆にカール・シュミットのように、その観点からグロティウスよりも他の法学者たちを評価するというもおこりました。グロティウスが「国際法の父」か否かという問いはつまるところ、グロティウスをあくまでも、国際法やその起源としての戦争法の世界に限定するなかで生まれるものなのです。

同じことは法思想史、政治思想史や社会思想史についてもいえます。グロティウスはじつに扱いにくい思想家で、ほとんどの通史をみても、傍流の専門的分野の偉大な思想家として触れられるだけです。国内における近代的政治システムの成立という観点からは、ホップズやロックへの流れが主に論じられますが、グロティウスはとりあえず国際法学の分野における自然法論者として脇に置かれます。しかし、繰り返しますが、グロティウスはヨーロッパ中世の私戦秩序を前提として、「自然」という概念をとり入れることによって、私戦権を近代的に転換する作業に最初に着手した思想家です。「戦争と平和」という概念は成立した国家相互の関係に限定されるのではなく、国家成立以前の社会・政治秩序を含めて考察の対象としたものなのです。

もちろん、その論理構成はなお不十分で、これを鮮やかに展開したのはホップズだ、ということは認めなければいけません。グロティウスは自然状態と政治状態という区分を明確には行わず、両者を同じ平面で併存的に議論しました。それゆえに、明晰性に欠け、分かりにくいものとなっているのは確かです。

しかし、これについてはまた、別の理由があります。それは、グロティウスが、裁判の機能しない、つまり政治権力が確固として存在しない空間を「自然」ととらえ、そこでの私戦を含む戦争を正当とみなしたことにあります。これは、ヨーロッパの世界拡大、オランダの覇権、植民地主義の展開とも関係します。グロティウスはそもそもオランダ東インド会社とは若い頃から深い関係にありました。その東インド会社が東アジアで起こした事件の弁護をグロティウスは引き受け、その作品が『戦争と平和の法』の基礎となっていました。19世紀にいたるまで公刊されなかったこの作品は、西周がオランダに留学していた頃に発見され、公刊されました。内容に即して、この著作には『捕獲法論』という表題が与えられました。ここで、グロティウスはオランダ東インド会社がポルトガルの船舶カタリナ号とその財貨を捕獲したことを自然法と万民法という概念を駆使して正当化しました。後にその第12章が独立して発表され、大きな反響を得ています。それが『自由海論』です。

グロティウスがホッブズのように自然状態と政治状態（国家）とを明確に区分しなかったのは、ヨーロッパ以外の、統治権力が不十分な空間が現実存在したことで、そこでは様々な形で、「私戦」を含む戦争が合法であることを認めようとしたためだ、という側面もあったと思われます。最近の注目すべきいくつかの研究はこの点を著しく強調しています。

『戦争と平和の法』はその意味において、広い意味で「戦争と平和」について考察した著作で、ヨーロッパ近世という時代の要請にあうものでした。それは、ヨーロッパの過去と現在、ヨーロッパと非ヨーロッパを見据えた著作でした。そのかぎりにおいて、国内と国外を明確に分離し、そのそれぞれの分野における学問史を追究するという従来の方法では、『戦争と平和の法』は十分には理解しがたいことになります。

しかし、それはそれとして、グロティウスがホッブズに影響を与えたことは確かだと思います。その意味で、グロティウスは、人権と国家の成立を基軸とする、ヨーロッパ近代公法・政治思想史の流れにおいても最初に取り上げられるべき意義を有していると私は考えます。私が最初に述べたように、グロティウスは思想史において画期をなす人物なのです。その意味において、グロティウスを国際法の分野に限定するのは間違いです。思想史研究がこのことに気づかなかつたのはその視野が国内に限定されていたからです。これからは、国内だけでなく、国際的視点を備えた思想史研究が今後いっそう必要になるだろうと私は思います。

これが、本日の私の講演の結論です。ご静聴感謝いたします。

〈質疑応答〉

遠藤：ありがとうございます。グロティウスは私も政治思想史の講義では扱うのですが、ホッブズなんかと比べると扱いは随分小さいということになるのですが、それもちょっと反省しなければいけないかなと思いながら聞いていました。では、後10分くらいしかありませんが、どん

な質問でもかまいませんので、挙手でお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

森川：本学で非常勤講師をしている森川と申します。専攻は哲学ですけど、ここにある、田中浩先生の許でかつて、政治思想史を少し勉強させてもらったので、その関連で少し質問させていただきます、今日山内先生から言われた画期的な結論というのは非常に納得できます。非常に論理的でわかりやすかったと思います。ありがとうございます。ちょっと、テーマとしてはズレますが、正義の問題について関心を私は持っています。グロティウスは、先ほど引用された少し後のところで、アリストテレスの正義論について批判的に言及しています。私の解釈ではアリストテレスは一般の正義とは別に、個々の特殊な正義については基本的に配分的正義と、匡正的あるいは交換的正義という区分をして、これは両方とも必要であると主張しています。グロティウスはここで、アリストテレスの特に配分的正義については、不完全義務に関係する道徳的な問題であって、これはいわゆるベネフィセンスですかね、善行とか仁愛の問題になるのではないかという捉え方をしているように思われます。で、確かにその後アダム・スミスの道徳論における議論を見ますと、アダム・スミスの中では正義というのは消極的な徳性であって、いわゆる匡正的正義に関するものに限定されていて、配分的正義という概念はなくなって完全にベネフィセンスの善行、とか仁愛の問題で、対比されるようになっていきます。どうもそういうきっかけをグロティウスの『戦争と平和の法』が作ったのではないかという話に思えるのですが、そういう捉え方が妥当かどうかという点と。それから、もしそうだとすると、なぜグロティウスの段階でそこに、正義概念において配分的正義という概念が後退していく傾向が見られるようになったのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

山内：はい。かなり、高度なご質問で、うまく答えられないと思いますが、正

義の問題というのは確かに難しく、グロティウスはアリストテレスを評価しつつ、アリストテレスの正義論とは違う正義論を展開しています。ただその配分的正義を、配分的正義として否定しているかという点、そうではないと思います。むしろ、一般的正義の概念が弱いという感じがいたします。グロティウスの正義論というのは最初に（第1巻第1章）に出てくるんですが、基本的には彼は議論をいわば法的正義論に限定化していて、正義を言わば交換的正義と配分的正義だけで論じ、交換的正義を補完的正義と呼んでこれを中心的なものとしています。そういう意味での、つまり先生が言われた方向での正義論の転換というのはグロティウスにおいてあったんだという見方は可能かと思いますが、それについては、私はまだ十分に検討しておりませんので、もう少し勉強してみようと思います。ただ配分的正義の問題につきましては、グロティウスは緊急時における共有の復活、貧者の緊急生存権のような議論も示していますので、現代の配分的正義観との関係において興味深いところがあるということをつけ加えておきたいと思います。

遠藤：他にどうでしょうか。この話はよくわからなかったとかそういうのでもかまいませんので。いかがでしょうか。

牧本：今日は、素晴らしいお話をありがとうございました。あの、本学で憲法特に基本的人権について教えている、牧本と申しますけれども、今日はかなり目から鱗な話を伺うことができました、ここにいる学生たちもいわゆる自然権概念というものについて、ホブズや特にそれと対した、ルソーやロックの話をする人が多いんですけども今後はグロティウスのような自然権概念というものに関して非常に深く勉強して、学生に還元できたらいいかなというふうに思うようになったんですが、いわゆるグロティウスの自然権の捉え方や国家の捉え方と、ロックやルソーのいわゆる自然権概念や社会契約説との関連というものは、今伺った限りではかなり共通性があるような感じだったんですけども、例えば異な

る点があるとすればどういったことがあるのか。もしくは、かなり共通点として重なる部分があるのかという点について伺いたいです。

山内：やはり、論理的整合性という点でグロティウスというのは、明らかに分かりにくいと思います。ホブズやロックの方がはるかに論理的に説明している、きちんと議論を展開していると思います。もちろん、ルソーもそうですね。ただ私の理解では、ロックがグロティウスに一番近いという感じはします。ルソーは、グロティウスをかなり批判しています。エミールでも言ってますし、社会契約論でもかなり批判しています。カントもグロティウスを批判しているんですが、ただ彼らの批判は、「グロティウスは戦争法の論理を展開して、そこでいろいろ、掠奪など悪い慣習を正当化している」という形で批判しています。それは先ほど言った国際法の世界の話と同じなんですが、かなり限定的な形でグロティウスを見ているのではないかと、逆に言いますと、グロティウスはその頃からそういう形で、国際法の世界に限定化されていったのではないかと私は考えています。

遠藤：ありがとうございます。いかがでしょうか。司会の身で恐縮ですが、今の質問に関連して、ホブズとの関係でホブズと結構共通性があるという点は私も目から鱗だったんですが、平和の実現の仕方というのはグロティウスとホブズで異なるのでしょうか。ホブズの場合はよく知られていることですが、万人の闘争状態があって、これじゃまずいということで、自己保存のために自然権を放棄するという話になるんですが、グロティウスの場合はどういう形で平和を構築するのでしょうか。

山内：そこがグロティウスの場合によく説明できていない点だということだと思います。彼が言っているものを見るとさっき言った、国家論と戦争の権利というものを組み合わせると構成としては、非常にホブズ的です。ただ、その国家を作るときに自由人が自分たちの共通の利益のために、

いわば契約して作るという形で定義はしますが、唐突でそのプロセスをどうするかということは一切書いてない。だから、論理構成の仕方が彼の場合は非常に下手です。少なくともホッブズのように明確でドラステックでないことは確かですね。人間はこれだけのすごい権利を持っているが、これを放棄して、放棄してまでも自分の命を守らなければならないというホッブズの主張は恐ろしく明快で迫力がある。そういう明快さと迫力がグロティウスにはない。ただ、彼の言っていることをきちんと汲み取っていくと、今日のような理解になるのですが、このグロティウスの適切な理解という作業を密に行ったのがホッブズで、ホッブズは自分の世界観を持ちながら、独自の形でさらに、これを鮮やかな形で展開したわけです。グロティウスはまだそこまで整理できなかったということかなと思います。

遠藤：ホッブズの場合は、自然権を放棄するというときにこのままだとまずいから、全員で放棄しようとするごく理性的な判断を突然できるようになる、というなんか変な部分があります。ホッブズの理論も、一見説得力があるんですけど、よく考えるとなんで突然みんな共通で目覚めるんだという問題は残ります。それだと、全然オオカミじゃないじゃないか、非常に理性的な人たちじゃないか、ということになってしまいます。

山内：そうですね、苦し紛れに自然法を出してきたと私は思います。

遠藤：こういう視点からグロティウスとホッブズの間関係を考えると面白いかなと感じました。私の講義も構成を考えなきゃいけないなと思います。他はいかがでしょうか。非常に画期的なお話だったので、教員の方で盛り上がったみたいなどころもありますが、プリミティブな質問でもいいんですけど、何かありますか。大丈夫かな。じゃあ、時間が来ましたので、もう一回拍手をして感謝したいと思います。ありがとうございました。